

議 事 録

平成23年第3回定例会

[初 日]

平成23年9月7日（水）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>町民憲章を朗読いたします。本文のみお願いします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成23年第3回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番 石丸時次郎議員及び6番 川上康男議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日9月7日から15日までの9日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から9月15日までの9日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「諸般の報告」を、行います。</p> <p>7月に実施いたしました議員視察研修の報告を求めます。</p> <p>田中政浩議員</p>
4 番	<p>おはようございます。</p> <p>議員研修副委員長の田中政浩でございます。</p> <p>初めに、委員長の久保議員が当日朝、緊急な要件が発生し、やむなく途中下車され、参加できませんでしたので、副委員長の田中が、議員を代表して報告をさせていただきます。</p> <p>筑前町議員の視察研修についての報告</p> <p>視察地及び目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 熊本県御船町（議会活性化の取組みについて） 2. 鹿児島県南九州市の知覧特攻平和会館（平和会館の運営状況について） 3. 鹿児島市道の駅2カ所（農産物直売所に関する実情調査） <p>参加者</p> <p>議員14名、事務局1名、合計15名、参加をしております。</p> <p>日程</p> <p>平成23年7月13日、14日の2日間でございます。</p> <p>まず、御船町役場の紹介と議会活性化の取組みについてご報告をいたします。</p>

町のキャッチコピーで「ようこそ恐竜の郷御船町へ」でございます。熊本空港から20分、熊本駅から30分、九州自動車道から5分ぐらいの位置に御船町はございます。

人口18,156人、世帯数6,936軒、平成23年4月1日現在でございます。

今回の視察研修内容で、議会活性化の取組みをいち早く行われているため視察研修を申し込み、実現をいたしました。

御船町は、平成の大合併として隣接する隣町との合併協議会の立ち上げを行いました。翌年、合併の是非を問う住民投票を行い、合併反対を住民の8割が望み、結果、単独運営を行うようになりました。

執行部では、行政改革を進めるため、行政推進課を新たに設置を行い、議会についても、行政推進特別委員会を設置し、将来の御船町にとって重要な課題である行政推進項目を提案し、5つからなる小委員会（組織・人事・施設・事業評価・財政健全化）を設置し検討を進めておられます。これまでに主要課題であった議員定数、20名から16名に定数の削減、費用弁償の廃止、議員報酬の削減等のさまざまな議会改革に取り組んでおられます。

その中の主な取組みをご紹介します。

1. 全員協議会を毎月開催（町の課題や情報をいち早く共有するため）
2. 独自研修会の開催（議会活動を充実強化のため、毎年開催をなされております。）
3. 議会報告会の開催（報告会については、議員個人ではなく議会という合議体として、議会が議決をしたことの報告の場・町の課題を共有し、考えていく場）とされてあります。
4. 議会基本条例の制定（町民と共に歩む議会・行動する議会・開かれた議会を大きな理念）とされてあります。

基本条例の制定の取組みについて、ご説明をいたします。

一つ、通年議会の導入でございます。3月、6月、9月、12月については従来どおり開催をし、その他の月では、議会運営委員会において開催の決定を行う。平成22年度については、13回の議会が開催されております。

次に、議会だより、毎月の発行をされてあります。

青空会議、町民から提案されたテーマに基づき意見交換を開催されてあります。

議決事件、町村一律5千万円を、基本条例に予定価格4千万以上の工事、また、製造の請負契約を、議決事件として追加をされてあります。

以上で、御船町議会活性化の取組み内容の説明でございました。

筑前町議会としても、概ね同じような内容で現在進行しており、今後、議会活性化の制定協議を重ね、議会及び議員活動における質の向上を目指してまいります。

次に、鹿児島県南九州市知覧町の特攻平和会館の視察研修について、ご報告をいたします。

この地は、昭和17年3月大刀洗陸軍飛行学校知覧分校が設置され、連日隊員の訓練を重ねたところ、昭和20年本土最南端航空基地として陸軍最後の特攻基地となり、末期の沖縄戦において特攻という人類史上類のない作戦で、爆装した飛行機もろとも敵艦に体当たり攻撃をした陸軍特別隊員の遺品や関係資料を展示されております。

平和会館は、昭和60年・61年度に総額5億円にて建設をされ、数年にわたり数々の増改築を行い、平成21年度収蔵庫建設を最後に、現在に至っております。

事業内容について、ご説明をいたします。

1. 資料の収集・保存活動（資料の収集を進め、保存・展示に努め、特攻の史実を後世に正しく伝える。）

	<p>2. 教育・復旧活動（戦争を知らない世代への平和を考える学習の場として、修学旅行、教育旅行の誘致を図り、健全で正しい平和学習の推進を図る。）</p> <p>3. 広告活動（機会あるごとに広告活動を進め、命の尊さ、平和のありがたさを訴える。）</p> <p>4. 平和授業（平和のメッセージ from 知覧スピーチコンテストを毎年開催されています。）平成23年度は22回目の開催で、「平和」「命」「家族愛」などテーマとしてスピーチコンテストを行われてあります。前年度応募件数につきましては、一般119名、高校生2,280名、中学生1,254名、小学生383名、合計4,036名の応募があったそうでございます。</p> <p>5. 館の運営について（ありのままの事実を展示と解説、展示品の対策と研究者の確保です。）資料の大半が紙類であり、茶色に変色して文字が薄れ、だんだん読みづらくなるためだそうです。研究者の確保については、当時のことをよく知る年配の館内案内人を中心に、5人の案内人と専門委員1人が日々研究をされておられるそうでございます。</p> <p>6. 入館者の反応については（戦争の体験のある方の多くは、「ここに来てよかった」、「時間が足りなかった。また来る」、「彼らの死を無駄にしないためにも、この事実をもっと多くの方に知ってほしい」などでございます。若者の反応については、我々と同じ年代の若者が、死を覚悟するという事実言葉に失う。「このようリアルな資料館は初めてだ。」、「ショックだ。」、ほとんどの皆様が感動され、館内の寄書帳に残されているそうでございます。）</p> <p>次に、集客事業継続の取組みについて</p> <p>一つ、出張講座として語り部が現場まで出向いて、特攻について講話を行う。</p> <p>一つ、特別展示会の開催、記念館に展示している特定兵士の中から、ある特定の方にスポットをあて特別展示を行われてあります。</p> <p>一つ、県内施設との共有券の販売を行ってあるということでございます。</p> <p>次に、特攻平和会館の入館者数について、ご説明をいたします。</p> <p>累計入館者数が、平成21年8月7日に1,500万人になりました。近年では、平成19年度に年間681,391人をピークで、年々入館者が減少しておられます。平成22年度については、424,990人だったそうでございます。</p> <p>次に、基金運用について、ご説明をいたします。</p> <p>平成22年度平和会館入館者数424,990人に対しまして、収入1億8,900万円、支出1億3,300万円、差額5,600万円でございます。</p> <p>差額の金額については、基金に充当されており、基金の累計としては15億円あるそうでございます。入館者数、展示物、収支状況等うらやましい限りでございます。</p> <p>大刀洗平和記念館といたしましても、町を挙げて最善の努力をしていかなければならないと感じた次第でございます。</p> <p>以上、知覧特攻平和会館の報告を終わります。</p> <p>最後になりますが、筑前町といたしましても、平和会館のみではなく、隣接できる施設運営等との連携が必要ではないかと思いました。今後とも今回の研修を踏まえ、さらなる町の発展のため、議員・議会としての研究・努力をしていかなければならないと決意をいたしました。</p> <p>以上で、今回の視察研修について、報告を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 町長

町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成23年第3回定例会を招集しましたところ、多数ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、東日本大震災の復旧のさ中、台風12号の記録的な集中豪雨は紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらしました。被災地の方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。日本は災害列島でございます。筑前町におきましては、今回の台風等で21件の被害報告がなされたところですが、ほとんどが道路の路肩等の崩壊等でございます。幸いにして大きな災害は発生いたしませんでした。</p> <p>しかしながら、これからが台風発生等の本番でございます。いつ起こりうるかもしれない災害に対して、住民、行政区、町、それぞれに災害対策について、今一度の確認が必要とされるところでございます。このための補正予算も今回提案させていただいているところでございます。</p> <p>次に、野田新政権が発足いたしました。今後国政が、また町政にどのような影響が起こりうるのか、期待と不安を持ちうるところでございます。しかしながら国の政権が交代しようと、筑前町は町の課題の克服なり将来像に向かって進んでまいります。情報収集に努めながら進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日提案を申し上げます議案等20件の説明を申し上げます。</p> <p>報告第9号 平成22年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。</p> <p>報告第10号 平成22年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても同じく、公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。</p> <p>報告第11号 継続費の精算につきましては、平成22年度に終了しました三輪小学校校舎改築事業につきまして、地方自治法施行令の規定により精算を報告するものです。</p> <p>議案第32号 財産の取得につきましては、筑前町多目的運動公園整備事業の用地を取得するにあたり、地方自治法及び地方議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第33号 筑前町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、資産等報告書の閲覧について、政治倫理審査会の審査後に意見書と併せて閲覧に供するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第34号 筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに筑前町町史刊行委員会及び筑前町町史編さん委員会を設置することとしたため、関係条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第35号 筑前町男女共同参画センター条例の制定につきましては、男女共同参画社会の形成の推進を図るため、筑前町女性センター条例を当該条例に全部改正を行う必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第36号 筑前町災害弔慰金の支給に関する条例及び筑前町災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第37号 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正額160,198千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ11,915,110千円とするものです。</p> <p>増額補正する主なものは、</p>
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎に新規整備する太陽光発電システム施設整備事業 59,230千円 ・町独自の住宅太陽光発電システム補助金の追加 1,500千円 ・東日本大震災影響による消防団員等公務災害補償組合負担金 7,365千円 ・県補助事業を活用した自主防災組織育成事業 5,801千円 ・農業経営体を育成・確保するための経営体育成支援事業 10,367千円 ・健康増進を図り医療費等削減対策としての介護予防調査研究事業 19,887千円 ・7月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業 12,000千円 <p>などを追加するものです。</p> <p>議案第38号 平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額3,735千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ3,376,580千円とするものです。</p> <p>認定第1号から認定第10号につきましては、筑前町の一般会計と9つの特別会計の合計10の平成22年度決算の認定についてであります。</p> <p>いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最小の経費で最大の効果を上げるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては、先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の「決算審査意見書」のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思っております。</p> <p>また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされることと思っておりますので、そのときによりしくお願い申し上げます。</p> <p>以上が、本日提案いたしました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつと議案等の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	<p>日程第5 報告第9号「平成22年度筑前町財政健全化判断比率について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の3ページでございます。</p> <p>報告第9号「平成22年度筑前町財政健全化判断比率について」</p> <p>平成22年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>右の表をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、実質赤字比率でございます。</p> <p>これは、地方公共団体の普通会計、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますけれども、の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。筑前町は、普通会計は実質赤字額はございませんので、マイナス表示となります。表示はございません。</p> <p>続いて、連結実質赤字比率でございます。</p> <p>連結でございますので、地方公共団体のすべての会計、普通会計それから公営企業会計、特別会計を対象とした実質赤字額、又は資金不足額、これは水道会計でございますけれども、の標準財政規模に対する比率でございます。</p> <p>平成22年度は国民健康保険事業特別会計が赤字となっておりますけれども、普通会計及び国保会計を除くすべての特別会計は黒字でございます。連結では実質赤字</p>

	<p>額及び資金不足額がないのでマイナス数値となりまして、表示はございません。</p> <p>続きまして、実質公債費比率でございます。</p> <p>これは、地方公共団体と、これは普通会計、下水関係の特別会計、それから水道会計、一部事務組合、これは、広域圏とか衛生施設組合とか県南下水道企業団等ございますけれども、これの公債費及び公債費に準じるもの。一般会計では、農業関係の利子補給とか債務負担行為とかございますけれども、による財政負担の度合いを判断する指標でございます。</p> <p>この数値は3年間の平均で表すことになっておりまして、数値は14.4%でございます。昨年度より0.5ポイント改善をしているところでございます。</p> <p>この改善要因は、算式で分母になります標準財政規模が、臨時財政対策債が増えたことで改善したものであるということでございます。</p> <p>続きまして、将来負担比率でございます。</p> <p>これは、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます、一言で言えば、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す数値ということと言えますかと思えます。</p> <p>数値は78.3%でございます、昨年が103.3%でありますから、25ポイント改善したことになります。</p> <p>これも算式でございますけれども、分子になります地方債残高から差し引きます基金残高が増加したこと、それと今度は分母のほうですね。分母のほうの標準財政規模が大きくなったことによりまして、大きく改善したところでございます。</p> <p>以上で、報告説明を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これで、報告第9号「平成22年度筑前町財政健全化判断比率について」の報告を終わります。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 報告第10号「平成22年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の6ページでございます。</p> <p>報告第10号「平成22年度筑前町公営企業の資金不足比率について」平成22年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>次の7ページでございますが、その表に記載しておりますとおり、水道事業会計から工業用地造成事業特別会計まで、5つの会計は、いずれも資金不足はございません。</p> <p>ですから、表示がないということでございます。</p> <p>たいへん申し訳ございません。先ほどの報告並びに今回の報告については、それぞれ監査委員さんの意見書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで、報告第10号「平成22年度筑前町公営企業の資金不足比率について」の報告を終わります。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 報告第11号「継続費の精算について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の9ページでございます。</p> <p>報告第11号「継続費の精算について」</p> <p>平成22年度に終了した継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>10ページでございます。ちょっと表が横になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>平成22年度の継続費の精算報告書でございます。これは、三輪小学校校舎改築事業でございます。21年、22年度の2カ年の継続事業として、全体事業計画が、年割額としては418,496千円でございます。実績が、まん中の表でございますけれども、407,389,221円でございます。比較がマイナスの11,106,779円ということで、1千万程度低くして改築工事が終わったということでございます。</p> <p>なお22年度に、実績の欄にカッコ書きで0が入っておりますけれども、これは、継続費の通次繰越分の実績でございます。通次繰越分については実績がないので、年割額の中だけで消化をやっていったということでございます。</p> <p>それと財源内訳でございますけれども、国県支出金、地方債、その他という欄がございますが、本来この国県支出金でございます地域活性化公共投資臨時交付金が平成21年度使っております。これを分かりやすくするために、その他の欄に書いておりますので、本来は国県支出金の欄に入るとということでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで、報告第11号「継続費の精算について」の報告を終わります。</p>
日程第8～ 日程第14	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第8から日程第14までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第8 議案第32号から日程第14 議案第38号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次説明を求めます。</p> <p>都市計画課長</p>

都市計画課長	<p>議案書の11ページをお願いします。</p> <p>議案第32号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由、筑前町多目的運動公園整備事業の用地を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>次ページでございます。</p> <p>今回上程する案件は、多目的運動公園の整備事業の用地内に土地を所有する認定農業者3名から、営農継続のため代替農地を取得して、新たに樹園地を創設、あるいは自作農地に樹園地又は農業施設を創設したい旨の申し出がありまして、各人がその事業を行うために必要な資金を確保するため、町が筑前町土地開発公社に用地の代行取得申し出を行っていた土地を買い取るものでございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得財産の表示に記載のとおり、 所在地 筑前町下高場字小限2717番 地目 畑 地籍 6, 776㎡ほか3筆で、計11, 454㎡。 2. 取得価格は34, 362千円、取得単価は1㎡当たり3千円。 3. 契約の相手方は、筑前町土地開発公社理事長 畠中誠二でございます。 <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>議案第33号、13ページでございます。</p> <p>「筑前町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。</p> <p>提案理由、資産等報告書の閲覧については、政治倫理審査会の審査後に意見書と併せて閲覧に供するため、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。</p> <p>14ページに新旧対照表を付けております。</p> <p>現行の第4条の4項から6項を、一応削除をいたします。これにつきましては、4項に書いておりますように、町長及び議長は、その資産報告書を提出期限から15日以内に町民の閲覧に供しなければならないというふうに、現在の条例ではなっております。</p> <p>この提出期限というのが6月末でございまして、6月末から15日以内、7月15日までに町民へ閲覧に供しなければならないというふうな条例でございます。</p> <p>しかしながら、現在ですね、政治倫理審査会に審査をしていただいた後にですね、閲覧をすべきだというふうに、一応、今回変える条例の改正でございます。</p> <p>それを第8条でですね、町長は、報告書及び前条第3項の規定により提出された意見書というのが、政治倫理審査会から出た意見書でございます。その後に閲覧に供するというふうな内容に変更したいというふうに思っておるわけです。</p> <p>7月ごろでしたか、新聞でですね、筑前町については未公開というふうな形で報道されたかと思えます。この件につきましては、政治倫理審査会後に閲覧しますというふうなことで、新聞社には申しておるわけでございます。</p> <p>そういうことで、今現在、審査会を行っております。おそらく10月頃には閲覧できるような期間になろうというふうに思っております。</p> <p>あとの8条の2項、3項については、現行の4条の5項、6項を引用して追加した</p>

	<p>ものがございます。以上です。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>議案書の16ページをお願いします。</p> <p>議案第34号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、筑前町町史を刊行するにあたり、新たに筑前町町史刊行委員会及び筑前町町史編さん委員会を設置することとしたので、関係条例を整備する必要が生じた。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>次の17ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町附属機関に関する条例の一部改正でございますが、現行と改正案を示しております。</p> <p>改正案のアンダーラインのところでございますが、町長の附属機関として、筑前町町史刊行委員会を、教育委員会の附属機関として町史編さん委員会を設置するものでございます。</p> <p>なお、刊行委員会は、町史編さんの基本的な刊行計画について調査、審議をお願いするもので、識見を有する方の他、関係する組織の代表者など12人以内をもって組織することとしております。</p> <p>編さん委員会は、町史の内容や構成について、編さんの実務面からご協議願うもので、町史編さんに関して専門的な学識を有する方を、本編構成の8分野から8人以内で組織することとしております。</p> <p>次、18ページの筑前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、これも現行と改正案を示しておりますが、改正案のアンダーラインの町史刊行委員会と町史編さん委員会の委員に、日額報酬3千円を支給するよう追加するものでございます。</p> <p>改正条例の施行は、公布の日からの施行でございます。</p> <p>以上、議案第34号の説明を終わります。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>議案書の19ページでございます。</p> <p>議案第35号「筑前町男女共同参画センター条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、男女共同参画社会の形成の推進を図るため、筑前町女性センター条例を筑前町男女共同参画センター条例に全部改正を行う必要がある。これが、この条例を提出する理由でございます。</p> <p>補足説明をしますと、この条例は、女性センターの設置目的を継承することから、女性センター条例の廃止ではなく、全部の改正としたものでございます。</p> <p>次に20ページ、筑前町男女共同参画センター条例につきまして、説明をいたします。条文ごとに説明申し上げ、併せて補足説明をいたします。</p> <p>筑前町男女共同参画センター条例 筑前町女性センター条例の全部を改正する。</p> <p>第1条（設置）、筑前町における男女共同参画社会の形成の推進を図るため、筑前町男女共同参画センターを設置する。</p> <p>第2条（名称及び位置）、センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>第1号 名称、筑前町男女共同参画センター</p>

	<p>第2号 位置、筑前町新町440番地 補足しますと、より親しめる施設とするために、名称には愛称をつけたいと考えております。</p> <p>第3条（事業）、センターは、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。 各号については、省略をいたします。</p> <p>補足しますと、行う事業は、現行の女性センター事業を継承するものでございます。</p> <p>第4条（管理）、センターは、企画課が管理する。</p> <p>第5条（開館時間）、センターの開館時間は、12月28日から翌年1月4日までを除く、毎日午前8時30分から午後10時までとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>補足しますと、より利用者の利便性を高めるために、年末年始を除きまして開館するものでございます。</p> <p>第6条（利用者の義務）から22ページの第17条（損害賠償義務）までにつきましては、類似施設でございます筑前町めくばー条例などに準じておりますので、省略をいたします。</p> <p>22ページ、第18条（運営委員会）、センターに関する調査審議をするため、筑前町男女共同参画センター運営委員会を置く。</p> <p>補足しますと、町長の諮問機関として運営委員会を置くものでございます。</p> <p>第19条は、省略をいたします。</p> <p>附則、第1項（施行期日）、この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>第2項、第3項につきましては、省略をいたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>議案書の25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第36号「筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例及び筑前町災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月29日に公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じた。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>それでは、新旧対照表の26ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。</p> <p>今回の災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律の公布により、同法第3条第2項に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも在しない場合に限り、生計同一等の兄弟姉妹が加えられましたので、筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正し、範囲を拡大しようとするものでございます。</p> <p>それでは、改正案のほうでございますけれども、第4条、災害弔慰金を支給する遺族でございますけれども、第4条第1項第1号中、維持していた家族の次に、（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ）を加え、同行の次に1号、第3号として、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも在しない場合があつて、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」を加えるものでございます。</p> <p>それから、筑前町災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例でござい</p>

	<p>す。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>災害見舞金の支給に関する条例の一部改正につきましても、災害弔慰金の支給等に関する条例の改正と併せ、第7条、遺族等の範囲についても見直しを行い、第7条第1項から第4項まで改正事項がございますけれども、これにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する条例第4条、遺族の範囲と同様の取扱いとするため、同条第4条のとおり改正するものでございます。</p> <p>改正部分につきましては、アンダーラインを入れておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから28ページ、附則で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑前町災害弔慰金の支給に関する条例及び筑前町災害見舞金の支給に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害見舞金の支給について適用するものでございます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>議案書の29ページでございます。</p> <p>議案第37号「平成23年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について」平成23年度筑前町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算書を準備いただきたいと思います。</p> <p>この補正予算（第2号）につきましては、8月31日の全員協議会で配布をいたしました9月補正予算資料に基づきまして、詳細にわたって説明しておりましたので、なるべく重複しないように要点のみを説明をしたいと思います。</p> <p>もし手元に資料をお持ちであれば、一緒に見ていただくと、なお分かりやすいかなというふうに考えておるところでございます。</p> <p>まず、1ページでございます。</p> <p>平成23年度筑前町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,915,110千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」によるということでございます。</p> <p>総括表が付けられておりますけれども、この分については説明申し上げておりましたので、早速歳出の事項別明細のほうを説明申し上げたいと思います。</p> <p>10ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>10ページの2款1項1目の一般管理費、629千円の補正でございますけれども、これは、総務課の育児休暇職員の代替職員分の報酬、費用弁償でございます。</p> <p>次に、7目財産管理費で59,230千円の補正でございます。これは、本庁舎に50kw、本庁舎屋上に30kw、隣の車庫等に20kwの太陽光発電を整備をいたしまして、町民への再生可能エネルギーに対する認識を深めてもらい、同エネルギーの普及促進を目的として設置をするところでございます。</p> <p>これにつきましては、2分の1補助の、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助金と公共施設等整備基金を活用して事業を実施するところでございます。</p> <p>その内容については、9節から15節にそれぞれ振り分けて書いておるところでございます。</p>

21目の企画費54千円の補正です。新設をいたしましたバス待合所、駐輪場等の街灯の電気代でございます。

次に、32目でございます。2,035千円の補正でございます。

11節の燃料費と13節の委託料は、当初からの距離の延長と日数の変更に伴うものでございます。

12節の役務費でございますけれども、急な故障や事故等などのときの緊急対策としてタクシーを利用するための費用でございます。

続きまして、2項1目の税務総務費でございます。3,300千円の補正です。

本年度、法人税の高額還付が多くて、予備対応している状況にありまして、今回補正するものでございます。

次に、11ページに移りまして、3款1項6目障害者福祉費、557千円の補正でございます。

これにつきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、電算システムの改修が必要になったためでございます。

次に、2項1目の児童福祉総務費、89千円の補正は、のびのび学童保育所、これは東小田小学校にございますけれども、門扉の修繕料でございます。

4目の美和みどり保育所の2,628千円の補正でございますが、7節については、0歳児の入所児童増加に伴う臨時保育士と臨時調理員、及び育児休暇代替職員の賃金でございます。

11節は手洗い場の修繕料でございます。

次に、5目でございます。443千円でございますが、平成22年度の精算による返還金でございます。

続きまして、4款1項2目母子衛生費、2,347千円でございます。これも先ほどと同様に、22年度の精算金による返還でございます。

4目の健康推進費、19,887千円の補正でございます。これは、介護予防調査研究事業として国の補助金、これは100%でございますけれども、これを受けまして、40歳以上の町民を対象にアンケートを行い、福岡大学と連携し、本町の医療費、介護費、健診データと町内の地域ごとの生活習慣等を分析し、健康増進と医療費の削減対策として、今後の健康づくり事業に繋げる事業でございます。

主な事業費でございますけれども、調査検討委員会委員の日額報酬等が報酬でございます。

12ページにいきまして、印刷製本費がございますけれども、これにつきましては、アンケート及び調査報告書の印刷代、委託料については、説明記載のとおり委託でございます。

備品購入につきましては、脈波測定器等の購入費用でございます。

続きまして、5目の環境衛生費、1,971千円の補正でございます。これは、住宅用太陽光発電システム補助金は、すでに約4,000千円を交付しておりまして、国の補助金申請が終了する12月までの見込みをしますと、どうしても足りないということで、1,500千円増額をするものでございます。

さらに負担金については、県南水道企業団への負担金増によるものでございます。

5款1項3目農業振興費、補正総額が8,983千円でございます。これは、それぞれ国県の補助金交付要綱による補助金交付でございます。

水田農業担い手機械導入支援事業は、田植え機、トラクター、コンバイン等の高性能農業機械の導入を支援するものでございまして、県が3分の1以内、町が6分の1以上の義務負担となっております。今回の補正は、1経営体に補助するものでございます。

次の水田農業経営力強化事業でございますが、3カ年の継続事業です。これは、100%県費補助でございます。今回の補正の対象経営体は、1経営体でございます。

それから、農地・水保全管理支払交付金負担金は、平成23年度からの新たな制度で、これまで共同活動支援の対象としてきた農地・農業用水路の日常管理活動に加えて、農地周りの水路、農道等の施設の長寿命化のための補修更新などの活動に対して、追加的に支援することにされたものでございます。

今回の対象地区は8地区ございまして、負担割は国が50、県が25、町が25を負担をするものでございます。

次の経営体育成交付金でございます。制度改正で経営体育成支援事業となりまして、予算の組み替えしたものでございます。

予算の差額が減額と2,100千円程度でございますけれども、1経営体が別の事業を選択したためでございます。

この事業は、融資を主体として農業用機械を導入する場合、融資残を補助するものと、新規就農者が農業機械等を導入する場合に補助するものでございます。今回の補正は、6経営体に補助するものでございます。

融資を主体とした事業の補助金は、取得額の10分の3が上限でございまして、新規就農分は、取得額の2分の1が上限で、いずれもこれについては、町の負担はございません。

続きまして、7款2項2目道路維持費、5,000千円の補正でございます。

主にグレーチング盗難に対応したこと、それから本年度早期に対応しなければならない措置があるために増額補正をするものでございます。

続きまして13ページ、3目道路新設改良工事、5,400千円の補正でございますが、これは、事業実施の中で設計変更の必要が生じたものと、道路工事で工事費が不足するための増額補正でございます。

続きまして、8款1項2目の非常備消防費、7,365千円の補正は、東日本大震災による多くの消防団員が犠牲となりました。この保障のための財源措置として、平成23年度に限り団員1人当たりの掛金を1,900円から24,700円とする政令改正が行われたことによるものでございます。この自治体負担金の増額分は、すべて特別交付税で措置されることになっておるところでございます。

3目、それから消防施設費でございます。1,300千円でございますが、消防水利として利用しております大己貴神社の池が漏水をしておるため、早急に工事を行うものでございます。

続きまして、4目の防災費です。5,580千円の補正でございます。

13節は、5年に一度の定期検査が行われるためのものでございます。

8節、11節、18節は、8月17日の定例協議会で、環境防災課から説明申し上げましたように、県の補助金4,000千円を活用して、自主防災組織の設立等を促進するため、避難用の敷材を交付するものでございます。

敷材の中身については全員協議会で少しふれまして、それぞれ各区からの要望に応じて交付をされるということになるかと思っております。

8節の報償費は、防災講演会や研修の謝金、消耗品備品は防災用の敷材の購入費用でございます。

続きまして、9款2項1目学校管理費、1,349千円の補正でございます。

これは三並小学校でございますけれども、修繕料につきましては、落雷により被害を受けた火災報知機関係の修理と、学校敷地と運動場を繋ぐ歩道橋の修理、委託料につきましては、平成24年度に予定をしておりました下水道接続工事を、浄化槽ポンプが1台故障したために、もう前倒して実施をするための設計費でございます。

なお、工事費についても、設計ができ次第、12月に間に合えば12月議会に補正をお願いする予定にしておるところでございます。

続きまして、14ページでございます。

東小田小学校費でございます。4,046千円の補正でございます。

体育館雨漏り工事でございますが、工事費が不足するための補正でございます。内容は、8月31日の全協での説明のとおりでございます。

続きまして、6項1目夜須中学校の5,705千円の補正でございます。これも給食センターの解体工事でございます。工事費が不足するためでございます。内容については、8月31日の全員協議会の説明のとおりでございます。

続きまして、9項3目文化財補助事業費でございます。これにつきましては、事業進捗見直しによります予算の組み替えでございます。

職員を置いてやったほうが良いというところがありますので、消耗品とか写真撮影、その分を組み替えて、職員を配置をして事業進捗を図るというものでございます。

続きまして、10款でございます。

災害総件数21件、総額補正が12,000千円の補正となっております。

10款1項は農林水産業施設災害復旧費でございます。

2目の8,100千円の補正でございます。農地施設11カ所の災害で、うち2件が補助対象でございます。

続きまして、3目でございます。1,000千円の補正でございます。単独災害2件分でございます。

続きまして、2項の公共土木施設災害復旧費でございます。

3目の2,500千円の補正は、7件すべて単独災害でございます。

続きまして、4目、400千円の補正でございます。1件の単独災害でございます。

13款予備費でございます。主に税の還付金で充用がございまして、残額が約1千万程度となっております。3月までの緊急に備えることが困難と予想されるため、10,000千円の補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入を説明申し上げます。

8ページをお願いしたいと思います。

15款及び16款の国県補助金については、歳出の内容と全員協議会の中で説明申し上げましたので、省略をいたしたいと思います。

19款の基金繰入金でございますけれども、これについては、本庁舎の太陽光発電システム工事に充てるものでございます。

20款は前年度繰越金でございます。

21款の雑収入は、三並小学校の落雷被害の保険金の収入でございます。

22款でございます。臨時財政対策債44,350千円、これは、発行限度額で今回補正をしておるところでございます。

合併特例債5,100千円は、道路新設改良の分でございます。

災害復旧債が1,200千円でございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございます。

臨時財政対策債、合併特例債、現年発生災害復旧事業債の補正前合計限度額は789,300千円でございます。これをそれぞれ50,654千円を増額して、補正後が839,954千円とするものでございます。

起債の目的ごとの内容については、そこに掲載のとおりでございます。

利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

以上で、筑前町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>議案第38号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」</p> <p>平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の予算書のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>1ページのほうをお開きいただきたいと思います。</p> <p>平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。</p> <p>平成23年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,376,580千円とする。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>内容の説明に移りたいと思います。</p> <p>6ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出とも1項目のみでございます。</p> <p>まず、歳入のほうから、11款諸収入、4項雑入、5目雑入でございます。</p> <p>これにつきましては、老人保健拠出金の返還金がございますので、その一部を歳出に合わせて補正するものでございます。</p> <p>次に歳出、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。3目償還金でございます。</p> <p>過年度の超過交付金の返還金が出ておりますので、それを予算化するものでございます。</p> <p>内容としましては、療養給付費交付金が約3,575千円ほどでございます。これは、退職者医療に係る分でございます。</p> <p>それに出生一時金補助金の返還金が160千円ほど出ております。以上です。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第15～ 日程第24	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第15から日程第24までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第15 認定第1号から日程第24 認定第10号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第15 認定第1号から日程第24 認定第10号までは一括議題として、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託して、審査することに決定しました。</p> <p>ここで、決算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>梅田議員</p>
10 番	決算特別委員会委員長に矢野勉副議長、副委員長に一木哲美総務委員長を推薦いた

	<p>します。</p>
議 長	<p>ただ今、10番 梅田美代子議員から発言がありましたように、委員長に矢野勉副議長、副委員長に一木哲美総務委員長ということでございます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、矢野勉副議長、決算審査特別委員長就任のごあいさつを演壇にてお願いします。</p> <p>矢野副議長</p>
委 員 長	<p>ただ今、決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>議員各位もご承知のとおり、町の財政は、平成22年度は決算の数値、若干改善はされておりますけれども、まだまだ厳しい状況であります。</p> <p>それだけに決算審査にあたる議員各位も大変なご苦労があろうと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、最小の経費で最大の効果を上げるように予算執行がされたかどうか、議会における予算審議の趣旨が十分生かされたか、また、予算の執行は適期に、しかも住民本位にされたかどうか、着眼すべき点は多々あろうと存じます。</p> <p>特に、各課から提出されております成果と課題を十分に熟読されまして、決算審査に臨んでいただきたいと思っております。</p> <p>委員会の審査期間には制約もありますので、最小の日数で最大の効果を上げることを念頭において審査されるよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のあいさつといたします。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p>どうもお疲れ様でございました。</p>

(10:43)